

# 海外ネット配信も課税

## 消費税、15年度にも登録義務付け

政府は海外からインターネットを通じて日本に配信される音楽や書籍などへの消費税を2015年度にも始める方針だ。欧州連合（EU）を

参考にした日本の個人向けにネット配信する海外企業に国税当局への登録を義務付け、徴税する。今は海外からの配信に消費税がかからず、国内企業が不利になっている。15年10月に予定する消費税率10%への引き上げに間に合わせる。（解説3面に）個人向け配信、企業向

け配信でそれぞれ異なる方式を採用する。政府税制調査会で2月にも議論を始め、15年度の税制改正に盛り込む考え。個人向けでは、納税義務者は配信元の海外企業とする。日本の国税当局に登録した海外企業が納税する仕組みだ。現在、アマゾン・ドット・コム、海外サーバーなどから

配信される電子書籍やアプリなどは非課税だが、新制度導入後、個人は消費税を上乗せした金額を払うことになる。法人向けでは、ネット配信を受けた国内の企業が消費税を納める。国内企業が業務用ソフトなどのネット配信を受けた海外企業に支払う代金は消費税抜きのままとするが、消費税分を日本の国税当局に納める仕組みだ。

Something Better with Chemicals



化学でもっといいこと。

**DAISO** **ダイソー株式会社**

<http://www.daiso.co.jp>

日本の消費税は、海外から物品を購入する場合は税関を通る際に課税しているが、ネット配信には規定がなく、課税できなかった。消費税の税率上げに際して政府は税の抜け穴を放置できないと判断。当初は今春、実施する予定だったが、実務の詰めが間に合わず、見送った経緯がある。